

Q5. 据置期間に関すること

Q1. 据置期間とは何ですか。

A1. 償還を開始するまでの猶予期間のことです。

Q2. 据置期間の延長について詳しく教えてください。

A2. ・小口

令和4年12月までに償還開始となっている貸付については、据置期間を令和4年12月末まで延長（令和5年1月から償還開始）

・総合（初回）

令和4年12月までに償還開始となっている貸付については、据置期間を令和4年12月末まで延長（令和5年1月から償還開始）

・総合（延長）

据置期間を令和5年12月末まで延長（令和6年1月から償還開始）

・総合（再貸付）

据置期間を令和6年12月末まで延長（令和7年1月から償還開始）

※据置期間延長対象者には、上記内容について、茨城県社協より令和4年3月に通知しております。